

平成26年度
新潟県 新地方公会計制度
財務諸表について

■本県の新公会計制度への対応について

本県の公会計改革の取組として、平成19年12月に会計制度改革会議がとりまとめた「会計制度改革会議報告」を踏まえ、複式簿記・発生主義の考え方を導入した新たな公会計制度について検討を進め、平成23年度決算から本格導入したところです。

今回、平成26年度決算にかかる財務諸表について、作成・公表します。

今後とも、県民の皆様に対し、より分かりやすい財政状況の説明に努めてまいります。

■本県の財務諸表(3表)の構成について

●貸借対照表(B/S)

・県が保有する資産・負債及びその差額である純資産を示したものです。

●行政コスト計算書(P/L)

・発生主義会計の考え方に基づく収益と費用を示したもので、民間企業における損益計算書にあたるものです。収支差額は当期純資産の増減要因として反映されます。

●資金収支計算書(C/F)

・現金収支の流れについて、「経常的収支区分」、「資本的収支区分」及び「財務的収支区分」の3つの区分に分けて表したものです。

■本県の財務諸表の対象となる会計について

●次の会計を財務諸表の対象として計上しています。

普通会計	一般会計
	県債管理特別会計
	地域づくり資金貸付事業特別会計
	災害救助特別会計
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業
	心身障害児・者総合施設事業特別会計
	中小企業支援資金貸付事業特別会計
	農業改良資金貸付事業特別会計
	林業振興資金貸付事業特別会計
	沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計
	県有林事業特別会計
	都市開発資金事業特別会計

※一般会計+10特別会計を普通会計として区分

※純資産変動計算書の取扱いについて

国が示す標準モデルでは、行政コスト計算書に税収や移転収支等が反映されておらず、当期収支差額≠純資産変動額となるため、標準財務諸表の一つとして「純資産変動計算書」が必要とされています。

本県モデルでは、行政コスト計算書に原則として全ての収益を反映させることから、資産の再評価差額等の一部を除き、当期収支差額=純資産変動額となるため、「純資産変動計算書」については、附属明細書として添付しております。

■本県の会計基準の主な特徴について

①国際公会計基準(IPSAS)を基本として作成

・IPSASは、国際公会計基準審議会(1986年設立。2010年8月現在、日本を含む16 か国を委員として選出)により、公会計に係る世界共通基準として作成されています。このほか、本県では、日本公認会計士協会の「地方公共団体の会計に関する提言(平成20年10月公表)」等も参考にしつつ、より、分かりやすい財務諸表の作成に努めています。

②民間の企業会計基準と同じ目線で作成(貸借対照表、行政コスト計算書等)

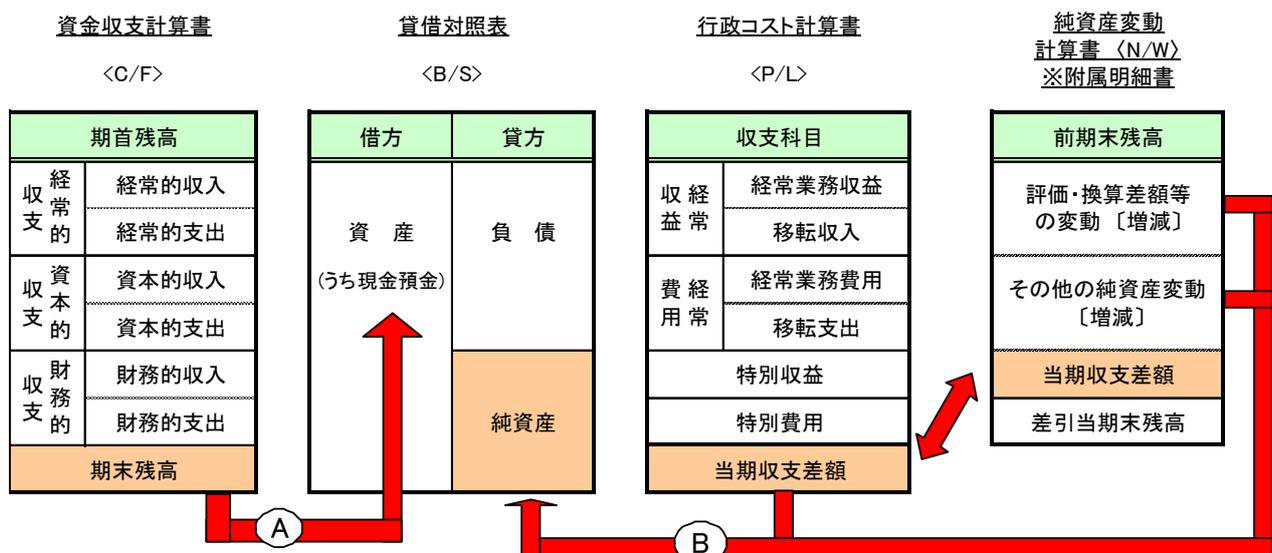
・貸借対照表の資産及び負債の項目の配列は流動性配列としている他、行政コスト計算書については、減価償却費などの非現金コストについても計上するなど、民間企業の貸借対照表及び損益計算書と同じ目線で作成することにより、親しみやすく分かりやすいものとしています。

③行政の特質に留意して作成

・行政財産のうち、県民生活に必要な不可欠な社会資本である、道路、橋りょう、港湾等を「インフラ資産」として区分計上するなど、資産の状況を行政活動の実態に合わせの確に表示しています。

・国の一方的な決定により、発行を余儀なくされている臨時財政対策債については、事実上の地方交付税であり、国の責任を明確にして本来あるべき姿をお伝えするため、他の公債とは別立てで表記しています。

■本県の財務諸表の相関関係について



A : B/Sの資産のうち「現金預金」の金額は、C/Fの期末残高と対応する。

B : B/Sの「純資産」の金額は、資産と負債の差額として計上されるが、その増減については、P/Lの当期収支差額と、附属明細書の純資産変動計算書で反映される当期の資産評価換算差額等の収支差額の合算額に対応する。

■ 貸借対照表(資産の部)

貸借対照表は、地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第208条に規定する会計年度末(3月31日)時点における県の資産・負債及び純資産の状況、すなわち、どのくらいの資産を保有しているのか、負債の総額はいくらか、資産から負債を除いた純然たる資産の額などを明らかにすることを目的として作成されます。

● 資産の部 主な項目について

流動資産(現金・預金、債権、その他)		(単位:百万円)	
	科目	金額	
【資産の部】			
1. 流動資産			
不納欠損引当金 税収等に係る不納欠損の可能性があるものを過去の実績に基づき見積もり、引当	現金預金	54,730	
短期貸付金 翌会計年度に償還期限が到来する貸付金	未収金	4,255	
棚卸資産 販売用不動産及び廃校跡地等の遊休資産について計上	▲不納欠損引当金	▲ 370	
	短期貸付金	2,455	
	財源対策的基金	50,097	
	棚卸資産	10,226	
2. 固定資産			
固定資産(土地・建物、その他金融資産等)	事業用資産		
事業用資産 庁舎や学校等、公有財産として管理されている土地・建物について計上	有形固定資産	331,138	
インフラ資産 将来にわたって使用する、道路、橋りょう等の社会資本について計上	建設仮勘定	2,447	
(公共用財産)建設仮勘定 建設途中にあり、会計年度末時点において完成していない状態の固定資産を計上	無形固定資産	146	
投資その他の資産 有価証券、株式・出資金、貸付金等の、その他の固定資産を計上	インフラ資産		
貸倒引当金 貸付金に係る貸倒れについて、過去の実績に基づき見積もり、引当	公共用財産用地	214,480	
長期未収金 臨時財政対策債の元金償還金に対する地方交付税措置見込額を計上	公共用財産施設	3,154,456	
	公共用財産建設仮勘定	21,299	
	投資その他の資産		
	有価証券	9,209	
	出資金	73,504	
	貸付金	45,547	
	▲貸倒引当金	▲ 426	
	基金・積立金	65,325	
	長期未収金	595,751	
	資産合計	4,634,271	

※単位未満四捨五入のため合計と内訳が一致しない場合がある

■ 貸借対照表(負債・純資産の部)

右辺の負債・純資産の部においては、資金の調達の状態を表しています。

● 負債・純資産の部 主な項目について

流動負債		(単位:百万円)	
		科 目	金 額
未払金及び未払費用 県に支払義務があるもので、会計年度末時点において支払っていないもの		【負債の部】	
前受金及び前受収益 会計年度末時点において提供していない役務に対して支払いを受けた対価を表示		1. 流動負債	
賞与引当金 職員に対する必要な賞与手当額を引当計上		未払金及び未払費用	6
公債(短期) 1年以内に償還を予定している長期借入金等		前受金及び前受収益	4,807
		引当金	
		賞与引当金	15,831
		公債(短期)	
		(臨時財政対策債)※	36,790
		(臨時財政対策債以外)	249,649
		その他の流動負債	0
		2. 固定負債	
固定負債		公債(臨時財政対策債)※	558,961
公債 1年を超えて償還を行う長期借入金等		(臨時財政対策債以外)	1,604,562
借入金 公債以外での借入期間1年以上の借入金を計上		借入金	0
退職給付引当金 在職する職員が自己都合にて退職するとした場合に必要退職手当額を引当計上		引当金	
損失補償等引当金 損失補償契約に係る補償額について、過去の実績に基づき見積もり、引当計上		退職給付引当金	262,271
		損失補償等引当金	790
		その他の固定負債	0
		負債合計	2,733,667
		【純資産の部】	
純資産 「資産合計」-「負債合計」により、計上		純資産	1,900,604
		(うち当期増減額)	(+14,935)
		純資産合計	1,900,604
		負債・純資産合計	4,634,271

※単位未満四捨五入のため合計と内訳が一致しない場合がある

※臨時財政対策債・・・地方交付税の代替財源として発行する公債。後年度、国の責任で元利償還金の100%が地方交付税措置されるため、その他の公債とは別立てで表記

■ 行政コスト計算書(P/L)

行政コスト計算書は、県の行政活動に伴い発生した費用、その財源としての収益の金額を表示したものです。当期に属する減価償却費や引当金繰入額等の非現金コストも計上し、収益から費用を差し引いたものが、当期収支差額として表示されます。

● 行政コスト計算書 主な項目について

		(単位:百万円)	
		科 目	金 額
経常業務収益		【経常収支の部】	
その他の業務収益 使用料・手数料、受託事業収入等を計上		【経常収益】	
その他の業務関連収益 延滞金、加算金、雑入等を計上		1. 経常業務収益	
		①業務収益	
		税金	256,906
		その他の業務収益	30,911
		②業務関連収益	
		受取利息等	329
		その他の業務関連収益	8,525
移転収入		2. 移転収入	
補助金等移転収入 地方交付税、地方特例交付金、国庫補助金等を計上		①他会計からの移転収入	
		②補助金等移転収入	470,752
		③その他の移転収入	79,199
		経常収益合計	
		846,634	
経常業務費用		【経常費用】	
退職給付費用 退職金、恩給、退職年金を計上		1. 経常業務費用	
維持補修費 施設の維持補修費を計上		①人件費	
減価償却費 固定資産の1年間の価値の減少分を計上		給与関係経費	258,265
		賞与引当金繰入	522
		退職給付費用	23,456
		退職給付引当金繰入	▲ 23,136
		②物件費	
		消耗品費	5,253
		委託費	42,372
		その他の物件費	16,937
		③維持補修費	24,971
		④扶助費	7,469
		⑤減価償却費	34,247
		⑥業務関連費用	
		公債費(利払分)	38,501
		不納欠損引当金繰入	370
		貸倒引当金繰入	117
		損失補償等引当金繰入	▲ 501
		その他の業務関連費用	5,140
特別収支		2. 移転支出	
当期収支差額 経常収益と経常費用及び特別収益と特別費用の差額を計上。民間の損益計算書では「当期純利益」に該当する項目		①他会計への移転支出	
		②補助金等移転支出	2,286
		③その他の移転支出	251,383
		経常費用合計	
		780,682	
		経常収支差額	
		65,952	
		【特別収支の部】	
		1. 特別収益	
		213	
		2. 特別費用	
		51,230	
		特別収支差額	
		▲ 51,016	
		当期収支差額	
		14,935	

※単位未満四捨五入のため合計と内訳が一致しない場合がある

■ 資金収支計算書(C/F)

キャッシュフロー計算書は、一会計期間における資金の流れを、「経常活動」、「資本形成活動」、「財務活動」に区分し、その現金収支の状況を説明するものであり、どのような要因で現金が増減したかがわかります。

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
【経常的収支区分】		【資本的収支区分】	
1. 経常的収入		1. 資本的収入	
① 租税収入	296,538	① 固定資産売却収入	642
② 経常業務収益収入		② 長期金融資産償還収入	19,092
業務収益収入	26,059	③ その他の資本処分収入	65,538
業務関連収益収入	7,935	2. 資本的支出	
③ 移転収入		① 固定資産形成支出	34,051
他会計からの移転収入	100	② 長期金融資産形成支出	38,248
補助金等移転収入	457,457	③ その他の資本形成支出	65,538
その他の移転収入	5,305	資本的収支・・・b	▲ 52,565
2. 経常的支出		【財務的収支区分】	
① 経常業務費用支出		1. 財務的収入	
人件費支出	280,057	① 公債発行収入	
物件費支出	57,138	臨時財政対策債	59,672
維持補修費支出	28,806	臨時財政対策債以外	223,985
扶助費支出	7,830	② 借入金収入	0
支払利息支出	29,992	③ その他の財務的収入	876
業務関連費用支出 (財務的支出を除く)	5,361	2. 財務的支出	
② 移転支出		① 元本償還支出	
他会計への移転支出	2,312	公債費(元本分)支出	
補助金等移転支出	271,783	臨時財政対策債	24,240
その他の移転支出	75,324	臨時財政対策債以外	260,295
経常的収支・・・a	34,791	借入金元本償還支出	0
		その他の元本償還支出	876
		財務的収支・・・c	▲ 877
		当期資金収支額・・・(a+b+c)	▲ 18,652
		期首資金残高	54,730
		期末資金残高	36,079

※期首資金残高+当期資金収支額=期末資金残高となり、当期の形式収支の額と一致する

※単位未満四捨五入のため合計と内訳が一致しない場合がある

経常的収支区分
経常活動に伴い発生する資金収支の状況を計上

資本的収支区分
固定資産やその他投資等、資本形成活動に発生する資金収支の状況を計上

財務的収支区分
外部からの資金調達・償還に伴い発生する資金収支の状況を計上

■ 基礎的財政収支(プライマリーバランス)

(単位:百万円)

経常的収入	A	793,395	資本的収入	D	85,272
経常的支出	B	728,612	資本的支出	E	137,837
(支払利息支出を除く)					
経常的収支	C(=A-B)	64,783	資本的収支	F(=D-E)	▲ 52,565

● 基礎的財政収支(C+F) **12,218**

■ 附属明細書

■ 純資産変動計算書

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部の変動状況を示したものであり、純資産がどのような要因で増減したかを明らかにするものです。

(単位: 百万円)

科 目	金 額
前期末残高	1,885,772
当期変動額	14,831
1 評価・換算差額等の変動	554
① 評価・換算差額等の増加	
資産再評価益	151
有価証券評価差額金	409
② 評価・換算差額等の減少	
資産再評価損	▲ 5
有価証券評価差額金	0
2 その他の純資産変動	▲ 659
① 開始時未分析残高の増減	
② その他純資産の変動	
その他純資産の増加	14,113
その他純資産の減少	▲ 14,772
3 当期収支差額	14,935
当期末残高	1,900,604

■ 有形固定資産及び無形固定資産付属明細書(普通会計)

有形固定資産及び無形固定資産付属明細書は、県が所有する固定資産の増減状況等を示すものです。

(単位: 百万円)

区分	前期末残高 (減価償却 累計差引後) a	当期増減額 b	当期末残高 c [a+b]	当期減価 償却額 d	当期末減価 償却累計額 e	当期末残高 (減価償却 累計差引後) [c-d]
有形固定資産						
土地	180,703	▲ 876	179,827	—	—	179,827
立木竹	1,144	▲ 9	1,135	—	—	1,135
建物	126,057	5,450	131,507	6,586	228,821	124,921
工作物	5,957	141	6,098	555	35,301	5,544
重要物品	15,990	1,128	17,118	904	41,688	16,214
その他の有形固定資産	1,287	1,432	2,719	—	6	2,718
建設仮勘定	2,447	279	2,726	—	—	2,726
有形固定資産計…①	333,586	7,545	341,130	8,045	305,815	333,086
無形固定資産						
ソフトウェア	140	529	669	187	1,246	482
その他の無形固定資産	7	—	7	1	11	5
無形固定資産計…②	146	529	676	188	1,257	487
インフラ資産						
公共用財産用地	214,480	2,288	216,768	—	—	216,768
公共用財産施設	3,154,456	21,745	3,176,201	25,522	668,221	3,150,680
公共用財産建設仮勘定	21,299	▲ 2,187	19,112	—	—	19,112
インフラ資産計…③	3,390,235	21,846	3,412,081	25,522	668,221	3,386,559
合 計(①+②+③)	3,723,967	29,920	3,753,887	33,755	975,293	3,720,132

※単位未満四捨五入のため、合計または差引計算が内訳と一致しない場合がある

■会計方針(主なもの)

- 基準日
 - ・ H26.3.31時点を基準とし、翌4.1～5.31の出納整理期間内での現金収納及び支払を取り込んだ上で作成。
- 有形固定資産の減価償却の方法
 - ・ 定額法による。また、無形固定資産を除き耐用年数を経過したものは、備忘価格として1円を計上。
 - ・ 但し、道路の舗装部分に係る取替資産は、部分的取替に要する支出を費用として処理する方法を採用。
- 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・ 市場価格のある場合、時価評価とし、市場価格のない場合は取得原価を貸借対照表価額とする。いずれの場合も、時価が著しく下落し回復の見込みの無い場合には減額を行い、その評価差額を特別損失として計上。
- 事業用資産(土地)の評価基準及び評価方法
 - ・ 事業用資産(土地)については固定資産税評価額を用いた評価により計上。
- 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・ 販売用不動産は低価法による評価額とし、売却予定価額を用いた正味実現可能額が取得原価を下回っているときには、正味実現可能額を計上。その評価差額については特別費用として計上。
 - ・ 廃校跡地等の処分予定の遊休資産(土地)は不動産鑑定評価額又は固定資産税評価額を用いた時価評価による。その評価差額については特別収益又は特別費用として計上。
 - ・ 遊休資産(建物)は減価償却を以て時価評価とする。その評価差額については特別費用として計上。
- 引当金の計上基準
 - ・ 貸倒引当金及び不納欠損引当金については、過去3ヶ年の実績等に基づいて算定し計上。
 - ・ 退職給与引当金は、在職する全職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上。
 - ・ 損失補償引当金については当該損失補償毎の損失補償実行率を算定し、その損失補償債務残高及び平均残存年限をそれぞれ乗じた額を計上。

■注記事項(主なもの)

- 臨時財政対策債及び県債の償還予定額
 - ・ 臨時財政対策債とは、国の決定により、地方交付税の財源不足を補うため、地方財政法第5条の特例として発行する公債であり、後年度において、元利償還金の100%について地方交付税の基準財政需要額に算入され、県の後年度負担とはならないことから「臨時財政対策債」と通常の地方債である「臨時財政対策債以外」で区分して表記。
 - ・ また、貸借対照表では、将来の基準財政需要額算入見込額を「長期未収金」に、行政コスト計算書では、当該年度の臨時財政対策債発行に伴う将来の基準財政需要額算入見込額を「その他の移転収入」に計上。
- 偶発債務
 - ・ 損失補償等に係る債務負担行為のうち、履行すべき額が未確定のものを記載。
- その他の債務負担行為
 - ・ 債務負担行為に基づく支出予定額のうち、本県の一般会計等において翌年度以降実質的に負担することが見込まれるものを記載。